

安全運転管理者等講習に関するよくある質問【Q&A】

目次

1 講習受講対象者について

- Q 昨年度も受講しましたが、今年度も受講する必要がありますか？
- Q 代理受講はできますか？
- Q 安全運転管理者に選任されていませんが、受講できますか？
- Q 受講通知書が届いたのですが、減車のため、安全運転管理者を解任しました。受講通知書が届いた以上、受講する必要がありますか？

2 受講通知書について

- Q 受講通知書が届きません。どうしてですか？
- Q 受講通知書をなくしてしまいました。再発行できますか。
- Q 受講通知書をなくしてしまいました。申請方法は？
- Q 受講通知書に記載されている氏名が違います。どのようにしたらいいか？
- Q 印鑑は必要ですか？
- Q 電話番号欄は、事業所と個人どちらの電話番号ですか？

3 窓口申請について

- Q 提出先は？
- Q 受講申請書の提出は、郵送でも受け付けていますか？
- Q 受講申請書の提出（窓口納付）は、安全運転管理者本人が窓口へ行く必要がありますか？

4 受講手数料について

- Q 領収書はもらえますか？
- Q A T Mでの支払いは可能か？

5 岡山県警 電子申請サービスについて

- Q 電子申請サービスの利用者登録は必ずしなければいけませんか？
- Q 電子申請サービスで申込み手続きをしたいのですが、電子申請サービスにアクセスしても申込み手続きができません。どうしてですか？
- Q 電子申請サービスで申込みをした後に、受講日を変更は可能ですか？

6 オンライン講習の受講について

- Q オンライン講習に使用するアプリケーションは何ですか？
- Q オンライン講習は、スマートフォンでも受講できますか？
- Q テキスト等の資料はいつ送られてきますか？
- Q 1台のパソコンをプロジェクターにつなぎ、会議室で複数人が受講することはできますか？

7 会場講習の受講について

- Q 会場受講をしたいのですが、電子申請サービスの申込みは必要ですか？
- Q 会場講習のテキスト等は、講習日に会場で配布されるのですか？

8 受講証明書について

- Q 受講を証明するものを何かもらえますか？

1 受講対象者について

Q 昨年度も受講しましたが、今年度も受講する必要がありますか？

A 受講する必要があります。

※ 自動車の使用者（事業主）は、公安委員会から法定講習の通知を受けた際は、選任している安全運転管理者等にその講習を受けさせなければなりません（道交法第74条の3第8項）。岡山県では1年に1回、講習を開催。

Q 代理受講はできますか？

A 代理人が受講することはできません。

安全運転管理者及び副安全運転管理者ご本人が受講してください。

※ 準安全運転管理者も含みます。

Q 安全運転管理者に選任されていませんが、受講できますか？

A 安全運転管理者及び副安全運転管理者以外の方が受講することはできません。

Q 受講通知書が届いたのですが、減車のため、安全運転管理者を解任しました。受講通知書が届いた以上、受講する必要がありますか？

A 受講通知書は令和7年5月末日現在のデータを基に発送しています。

講習は9月10月11月に開催されますが、講習日までに安全運転管理者等を解任した場合、受講通知書が届いていたとしても、受講する必要はありません。但し、解任の届出は確実にしてください。

2 受講通知書※について

※受講の案内です（各事業所宛てに発送しています）

Q 受講通知書が届きません。どうしてですか？

A 受講通知書は、7月14日（月）頃に発送しています。

受講通知書の宛先データは令和7年5月末日のものです。

6月以降に事業所の所在地移転などの申請が受理されている場合は、届かない可能性もあります。

警察本部交通部交通企画課安全係へ問い合わせをお願いします。

Q 受講通知書をなくしてしまいました。再発行できますか。

A 受講通知書の再発行（再発送）はできませんが、受講通知書がなくても受講することはできます。

Q 受講通知書をなくしてしまいました。申請方法は？

A 1 オンライン講習希望者の場合

岡山県警のホームページから申請手続きを行ってください。受講手数料の納付方法は電子納付か窓口納付になります。申請についての詳細はホームページをご確認ください。

※検索画面 「岡山県警 法定講習」で入力

A 2 会場講習希望者の場合

- ・ 電子申請ができる者

→ 岡山県警のホームページから申請手続きを行ってください。受講手数料の納付方法は電子納付か窓口納付になります。申請についての詳細はホームページをご確認ください。

- ・ 電子申請ができない者

→ 県下の最寄りの警察署交通課の窓口で申請手続きを行ってください。申請書を交付しますので、必要事項を記入して申請してください。但し、受講希望日の選択はできません。

※必要事項記入のため、受講通知書の持参を勧めてください。

受講通知書を紛失している場合は、事業所名、安全運転管理者等の氏名、連絡先、受講者番号を聴取しておいてください。マスターデータを確認後、折り返し連絡します。

Q 受講通知書に記載されている氏名が違います。どのようにしたらいいか？

A 1 単なる氏名誤りの場合

誤りの箇所を二重線で取り消した後、余白に正しい氏名を記入してください。

A 2 前任者の氏名が記載されていた場合

前任者の氏名を二重線で取り消し、現在選任されている安全運転管理者等の氏名を記入して申請してください。

また、選任替えの届出をしていない場合は、すみやかに選任替えの届出をしてください。

※ 訂正印は不要です。

Q 印鑑は必要ですか？

A 必要ありません（社印も必要はありません）。

Q 電話番号欄は、事業所と個人どちらの電話番号ですか？

A 安全運転管理者ご本人に確実に連絡がとれる電話番号であれば、事業所の代表電話、個人の携帯電話等、いずれの電話番号でもかまいません。2つ以上の電話番号でもかまいません。

3 窓口申請について

Q 提出先は？

A 岡山県内の各警察署交通課の窓口であればどこでもかまいません。
執務時間内をお願いします（平日9:00～12:00、13:00～16:30）

Q 受講申請書の提出は、郵送でも受け付けていますか？

A 郵送での受付はしていません。

Q 受講申請書の提出（窓口納付）は、安全運転管理者本人が窓口へ行く必要がありますか？

A 受講申請書の提出は代理人でも行えます。
ただし、講習は必ず安全運転管理者ご本人が受講してください。

4 受講手数料について

Q 領収書はもらえますか？

A 領収書の発行が必要な方は、窓口納付をお願いします。

電子納付の場合は、原則として、領収書の発行はしていません。

(発行するとしたら岡山県の領収済証明書になる。しかし、県へ口座振り込みの確認作業等があり、発行までに数ヶ月かかる)

Q A T Mでの支払いは可能か？

A できません。

警察署での窓口納付もしくは電子納付となります。

県警ホームページに対応可能な決済方法をご案内した資料があります。

5 岡山県警 電子申請サービスについて

Q 電子申請サービスの利用者登録は必ずしなければいけませんか？

A 登録が必要です。

電子納付の受け付けを開始したことから、講習手数料の支払い通知や支払い確認等のために必要となっています。

利用者登録を望まない場合は、窓口申請を行ってください（但し、窓口申請の場合は、受講希望日の選択はできず、会場講習しか選択できません。）

Q 電子申請サービスで申込み手続きをしたいのですが、電子申請サービスにアクセスしても申込み手続きができません。どうしてですか？

A 岡山県警のホームページからアクセスをお願いします。

トップページの「重要なお知らせ欄」に「安全運転管理者等を対象とした法定講習に関するページを開設しました」とありますので、こちらからアクセスしてください。

その後、専用ページに切り替わりますので、希望する講習形態と日付を選択すると岡山県警の電子申請サービスへ誘導されます。

県警ホームページを介する必要がありますので、ご注意ください。

県警ホームページを介さずに、直接、電子申請サービスにアクセスしても手続きはできません。

Q 電子申請サービスで申込みをした後に、受講日の変更は可能ですか？

A 変更は可能です。

締め切り日以降の変更はできませんのでご注意ください。

6 オンライン講習について

Q オンライン講習に使用するアプリケーションは何ですか？

A 「Cisco Webex (シスコ ウェブエックス)」というWeb会議システムを使用します。

事前にダウンロード可能なアプリ方式とウェブ方式があります。

ログイン方法や操作に関するマニュアル等は、受講手数料納付確認後、9月中旬以降にメールにてご案内します。

Q オンライン講習は、スマートフォンでも受講できますか？

A できます。ただし、通信料は受講者負担となりますのでご了承ください。

事業者のWi-Fi環境で利用される場合は、事業者のセキュリティや通信制限などにご注意ください

Q テキスト等の資料はいつ送られてきますか？

A テキスト等の資料は、データ配信のみとなります。

9月中旬以降にメールでご案内しますので、必要に応じて各自で印刷をお願いします。

Q 1台のパソコンをプロジェクターにつなぎ、会議室で複数人が受講することはできますか？

A 可能です。

まとめ受講の方法等は9月中旬以降にメールにてご案内します。

※ 「Cisco Webex (シスコ ウェブエックス)」のアプリケーションを使用してオンライン受講をする際に、受講者番号を入力する必要があります。

アプリの設定上、入力できる文字数が限られておりますので詳しくは別途お知らせします。

7 会場講習について

Q 会場受講をしたいのですが、電子申請サービスの申込みは必要ですか？

A 警察署交通課の窓口で申込みをするだけでも構いません。

ただし、受講希望日の選択をすることはできませんのでご注意ください。

受講通知書を持参して窓口で手続きをしてください。

Q 会場講習のテキスト等は、講習日に会場で配布されるのですか？

A 受講当日、受講者全員にテキストを配布します。

8 受講証明書について

Q 受講を証明するものを何かもらえますか？

A 会場講習とオンライン講習で証明の方法が異なりますがどちらも証明します。

オンライン講習を受講した方は、受講後、サイトで受講証明書をダウンロードできるようにしています。

ダウンロードの期限は3月末となりますのでご注意ください。

会場講習を受講した方には、受講日に、会場で「はがき（会場講習受講票 兼 講習受講証明書）」に受講証明印を押印し、証明とさせていただきます。